平成２８年（２０１６年）6月１０日
建　設　委　員　会　資　料
都市基盤部弥生町まちづくり担当
都市基盤部大和町まちづくり担当

不燃化推進特定整備地区内における補助制度の改正について

東京都は、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）内における、老朽建築物の不燃建築物への建替え促進に関し、国の建築工事等に係る報酬基準等の改定に準拠するとともに、制度利用の一層の促進に向け、本年４月に補助金額等の改定を行った。

区は、その趣旨を踏まえ、区内不燃化特区の対象地区における補助制度のより積極的な活用を図り、老朽建築物の不燃建築物への建替え促進に向け、「中野区不燃化推進特定整備事業補助金交付要綱」の改正を行ったので報告する。

１　主な改正内容

（１）戸建建替えにおける建築設計及び工事監理に要する費用について、建築物の１階から３階までの床面積の合計に応じて定める補助金の額を改定するとともに、耐火建築物と準耐火建築物の区分を廃止した。

改正後		改正前	
建替え後の建築物の１階から３階までの床面積の合計（例）	金額（千円） 耐火建築物・準耐火建築物	金額（千円） 耐火建築物	金額（千円） 準耐火建築物
７０㎡以上７５㎡未満	１，１１１	４３５	３３４
７５㎡以上８０㎡未満	１，１６２		
８０㎡以上８５㎡未満	１，２１３	４９７	３８２
８５㎡以上９０㎡未満	１，２６４		
９０㎡以上９５㎡未満	１，３１５	５５９	４３０
９５㎡以上１００㎡未満	１，３６５		
１００㎡以上１０５㎡未満	１，４１６	６２１	４７７
１０５㎡以上１１０㎡未満	１，４６７		

（２）補助対象事業に係る「固定資産税及び都市計画税」、補助対象者に係る「特別区民税等」に滞納がないことを交付要件として追加した。

２　改正要綱の適用

平成２８年４月１日に遡り適用する。

３　周知方法

（１）不燃化特区補助に関する周知用ちらしの全戸配布（対象地区）
（２）窓口へのパンフレット設置
（３）区報、区公式ホームページ等